

事務連絡
平成25年10月31日

各都道府県私立学校主管課長
各都道府県教育委員会施設主管課長
公立学校共済組合施設担当部課長
日本私立学校振興・共済事業団施設担当部課長
各独立行政法人施設担当部課長
各国公私立大学施設担当部課長
各公私立高等専門学校施設担当部課長
各大学共同利用機関法人機構施設担当部課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
新保幸一

業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の再確認等について

学校におけるPCB使用安定器の交換や取り外された安定器等のPCB廃棄物の保管については、かねてから「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について（依頼）」（平成12年11月30日付け文施指第92号）（以下、「PCB事故対策通知」という。別紙1参照。）の通知等により、特段の配慮をお願いしているところですが、誠に遺憾ながら、北海道内の中学校において、蛍光灯のPCB使用安定器が破損・落下する事故が発生しました。

ついては、貴職におかれては、下記のことについて留意するとともに、都道府県私立学校主管課長にあっては所轄の学校等に対し、都道府県教育委員会施設主管課長にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、周知徹底されるようお願いいたします。

記

1. PCB使用安定器の交換等の状況を再確認し、残存が明らかになった場合には、速やかに交換等の必要な対策を講じること。
なお、PCB使用安定器の使用状況を再確認する際には、図面上の調査だけでなく必要に応じて現地を確認すること。
2. PCB使用安定器の安全対策については、PCB事故対策通知（別紙1）を参照されたいこと。
3. 保管しているPCB廃棄物について、PCB廃棄物管理を担当する部署を含め、学内等の関係部署と連携の下、今後とも別紙2に留意のうえ厳重な保管、管理が徹底されるよう特段の配慮を払うこと。

4. 一般社団法人日本照明工業会ホームページにPCB使用照明器具の点検・判別、取扱及び保管について資料が公表されているので参照されたいこと。

(参考) 日本照明工業会HP <http://www.jlma.or.jp/anzen/pcb.htm>

5. 公立小中学校等におけるPCB使用照明器具の交換工事については、学校施設環境改善交付金の国庫補助対象となっていることから、同交付金の活用を検討されたいこと。

(本件照会先)

担当 文教施設企画部施設企画課指導第二係
電話 03-5253-4111 (内線2292)